

通勤手当の認定誤り

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																				
<p>地方独立行政法人 大阪府立環境農林 水産総合研究所</p>	<p>地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所は、通勤手当の認定事務においては、大阪府の方針に準じて行っている。</p> <p>大阪府の手引等では、JRの利用区間については、連続する区間に対する定期券額よりも利用区間を分割した場合の定期券額が安価である場合は、後者を認定すべきと定めてあるにもかかわらず、連続する区間に対する定期券額を認定していた。</p> <table border="1" data-bbox="498 703 1478 1029"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>支給対象期間</th> <th>既支給額</th> <th>正規支給額</th> <th>過払額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>平成26年4月 ～平成27年3月</td> <td>242,620円</td> <td>223,940円</td> <td>18,680円</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>平成24年4月 ～平成27年3月</td> <td>393,840円</td> <td>366,320円</td> <td>27,520円</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>平成24年4月 ～平成27年3月</td> <td>604,440円</td> <td>577,000円</td> <td>27,440円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額	A	平成26年4月 ～平成27年3月	242,620円	223,940円	18,680円	B	平成24年4月 ～平成27年3月	393,840円	366,320円	27,520円	C	平成24年4月 ～平成27年3月	604,440円	577,000円	27,440円	<p><b>【是正を求めるもの】</b></p> <p>速やかに是正措置を講じるとともに、通勤手当の認定事務について適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所職員給与規程】</b>（抜粋） （通勤手当） 第17条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>1 通勤（職員が勤務のため、その者の住居と勤務箇所との間を往復することをいう。）のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離（一般に利用しうる最短の経路の長さによるものとする。）が片道2km未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）</p> <p><b>【大阪府給与事務の手引 16. 通勤手当確認及び決定事務 6 運賃等】</b>（抜粋） (7) JR分割定期券による認定 JRの利用区間について、連続する区間に対する定期券額よりも、利用区間を分割した場合の定期券額の方が安価となる場合は、分割した定期券の額で算出する。</p>	<p>利用区間を分割した定期券額で通勤認定していなかった職員について、これを適用した通勤手当額へ変更した。</p> <p>JR分割定期券が安価である場合は、これを適用した通勤届を行うよう部長会議にて周知徹底を図ったところであり、認定事務については、今後、適正に行っていく。</p>
職員	支給対象期間	既支給額	正規支給額	過払額																			
A	平成26年4月 ～平成27年3月	242,620円	223,940円	18,680円																			
B	平成24年4月 ～平成27年3月	393,840円	366,320円	27,520円																			
C	平成24年4月 ～平成27年3月	604,440円	577,000円	27,440円																			